

岩手県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定を受けた施術者の開設する施術所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和4年2月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所			変更年月日
	名 称	所在地		
		変更前	変更後	
大久保 博好	大久保整骨院	釜石市松原町一丁目2番4号	釜石市只越町三丁目6番17号	平成24年10月10日